

公取協通信



公益社団法人
首都圏不動産公正取引協議会
Real Estate Fair Trade Council

1. 5月度の措置

【警告・注意】

5月度は、5社に対して警告、7社に対して注意の措置を講じました。このうち、警告2社の事案をご紹介します。

A社	新潟県知事免許（2） 措置：警告 対象広告：ポータルサイト 対象物件：新築住宅1物件	「ご成約プレゼントには3つの感動があります」、「PRESENT 1 住宅設備10年保証を無料でプレゼント」、「PRESENT 2 選べる家具・家電をプレゼント」、「PRESENT 3 ご入居前のハウスクリーニングをプレゼント」と表示し、購入者に総額89,720円相当の景品類を提供する企画を実施 ⇒ 媒介であるA社が提供するものであるが、提供できる景品類の限度額は58,740円（媒介報酬限度額の10%又は100万円のいずれか低い方）であるため、本企画は実施不可
B社	東京都知事免許（2） 措置：警告 対象広告：ポータルサイト 対象物件：一棟売りアパート1物件	1 「販売価格 1050万円」 ⇒ 1,300万円 2 「取引態様 専属専任媒介」 ⇒ 広告の時点において、売主と専属専任媒介契約を締結している事実はない。 3 各住戸の専有面積及び公正取引協議会加盟事業者である旨不記載

2. 賛助会員の入会

- ・株式会社新東通信（5月28日付け）
- ※ 5月31日時点の会員数：99社（今年度：1増0減）

3. 4月及び5月の業務概況

会議等（○ 主催 ● 外部）

開催日	会議等	開催場所・方法等
4月8日	● 不動産公正取引協議会連合会 臨時総会 ※ 会長が対応	書面開催
9日	● (一社)全国公正取引協議会連合会 総務委員会 ※ 専務理事が出席	オンライン
	○ ポータルサイト広告適正化部会ワーキンググループ（第273回） ※ 事務局職員が出席	事務局（オンライン併用）
16日	● 不動産公正取引協議会連合会 第1回事務局長会 ※ 専務理事（同連合会常務理事）、事務局長（同連合会事務局）及び事務局職員が出席	中国地区不動産公正取引協議会（広島市）（オンライン併用）
23日	○ 第1回総務委員会	オンライン

開催日	会 議 等	開催場所・方法等
26日	○ 顧問会計士による会計監査	事務局
5月8日	○ 申告事案検討会議	事務局
9日	● (公社)日本広告審査機構 (JARO) 理事会 ※ 専務理事が出席	オンライン
14日	● (一社)不動産協会 懇親会 ※ 事務局職員 (専務理事及び事務局長の代理) が出席	オークラ東京 (港区)
	○ 監事監査会	事務局
	○ ポータルサイト広告適正化部会ワーキンググループ (第274回) ※ 事務局職員が出席	事務局 (オンライン併用)
17日	● (一財) 不動産適正取引推進機構創立40周年記念講演会 ※ 事務局職員が参加	すまい・るホール (文京区)
24日	● (公社)全日本不動産協会東京都本部 懇親会 ※ 専務理事及び事務局職員 (事務局長の代理) が出席	ホテルグランドアーク半蔵門 (千代田区)
27日	○ 会長への業務報告 ※ 専務理事及び事務局長が対応	東京建物 (株) (中央区)
28日	○ 第1回理事会	ホテルメトロポリタンエドモント (千代田区)
30日	● (一社)不動産流通経営協会 総会懇親会 ※ 会長、専務理事、事務局長及び事務局職員が出席	オークラ東京 (港区)
	● (公社)東京都宅地建物取引業協会 懇親会 ※ 専務理事及び事務局長が出席	東京ドームホテル (文京区)
31日	○ 調査報告検討会議	事務局

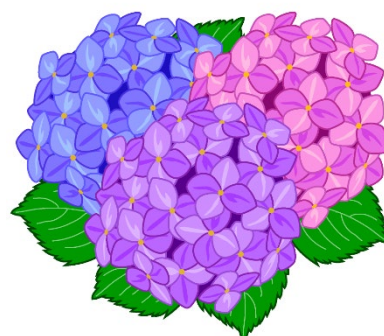
公正競争規約指導員養成講座

開催日	主催者	対象者 (参加者数)	開催場所
5月24日	(公社)全日本不動産協会埼玉県本部	役員 (46名)	埼玉会館 (さいたま市)

公正競争規約研修会

1. 賛助会員を対象とする研修会をオンライン方式で開催しました。

開催日	対象者	参加者数
5月15日	賛助会員	151名・35社



2.正会員、加盟事業者が主催する研修会（7回）及び動画収録（1回）に職員を講師として派遣しました。

開催日	主催者	対象者（参加者数）	開催場所・方法等
5月16日 17日	住友林業(株) ※両日とも2回開催	社員（120名）	経団連会館（千代田区） （オンライン併用）
20日	(一社)全国住宅産業協会	各社の新入社員等 （29名）	同協会会議室（千代田区） （オンライン併用）
24日	(一社)不動産流通経営協会	動画収録	日本教育会館（千代田区）
	(公社)東京都宅地建物取引業協会 第10ブロック世田谷区支部中央地区	会員（20名）	三茶しゃれなあど（世田谷区）
30日	(公社)栃木県宅地建物取引業協会	会員（52名）	矢板イースタンホテル（矢板市）

4. 不動産広告Q & A

Q

総区画数 100 区画の分譲宅地の販売を計画しております。開発許可を受けている面積は、宅地部分の 10,000 ㎡、公園及び管理棟用地の 1,000 ㎡並びに道路部分の 500 ㎡があります。分譲宅地の必要な表示事項の一つである開発面積は、取引対象である宅地部分のみの「10,000 ㎡」と表示すればよいのでしょうか？

A

開発面積とは、開発区域の総面積を意味しますから、宅地部分だけではなく、公園、管理棟用地、道路部分を含んだ「11,500 ㎡」と表示する必要があります。

賛助会員を募集しています！！

(公社)首都圏不動産公正取引協議会では、当協議会の目的・主旨にご賛同いただける賛助会員を募集しております。

グループ会社やお取引している広告代理店、広告媒体社、インターネットサイト運営会社等で、賛助会員になっていない事業者がいっぱいあれば、ぜひ当協議会の賛助会員制度をご紹介します。

賛助会員になっている広告会社は
賛助会員限定の広告ルールの研修会や不動産
広告管理者認定試験を受けられるなど、ルー
ルに関する知識を得る機会が多くあります！

◆ 賛助会員入会案内

<https://www.sfkoutori.or.jp/nyukaiannai/>

◆ 賛助会員はこちらから確認できます

<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2020/09/sanjokaiin.pdf>



※ 不動産事業者は賛助会員には、ご入会いただけません。

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会 (<https://www.sfkoutori.or.jp>)

東京都千代田区麹町1-3 ニッセイ半蔵門ビル3階（〒102-0083） TEL：03（3261）3811

〈本通信の内容は、転載可能です。転載の際には、出典を明らかにしてご利用ください〉

例：「首都圏不動産公正取引協議会発行【公取協通信第350号】より引用」

